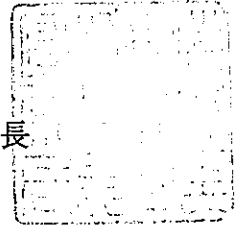


基 発 0401 第 15 号  
平成 28 年 4 月 1 日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 28 年度中小企業退職金共済制度の普及及び加入促進について

中小企業退職金共済制度の普及及び加入促進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的としております。

しかしながら中小企業においては、未だ退職金制度が十分に普及しているとは言い難い状況にあり、退職金制度の確立により優秀な労働力の確保等を通じた中小企業の経営基盤の充実を図るという意味においても、本制度の普及をより一層図る必要があると考えております。

そこで、本年度におきましても、厚生労働省は、本制度の運営主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構と連携して積極的に加入促進対策を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本制度の趣旨をご理解の上、同機構の実施する加入促進活動についてご協力を賜りますとともに、傘下の団体にも本制度の趣旨等について周知いただく等の特段のご配慮をお願いいたします。

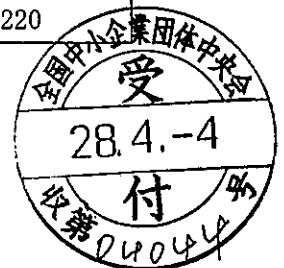
また、中退共は、平成 26 年 4 月 1 日以降に上乘せ給付を有する厚生年金基金が解散した場合、平成 28 年 4 月 1 日以後に特定退職金共済事業を運営する団体が同事業を廃止した場合において、その資産の移換先の一つとなっておりますので、併せてご周知願います。

なお、ご要望があれば同機構から説明者を赴かせ、直接制度の詳細について説明させていただきますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

(この件についての連絡先)

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
事業推進部加入促進課

電話：03-6907-1234 FAX：03-5955-8220



勤退共発第13号  
平成28年4月8日

全国中小企業団体中央会  
会長 鶴田 欣也 様

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 水野正



中小企業退職金共済制度の普及促進について（ご依頼）

中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）の普及促進につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、中退共制度は、中小企業における退職金制度の導入・拡充を支援し、以って従業員の方々の福祉の増進と中小企業の振興を図ることを目的として導入された制度です。

退職金制度は、働く人々の老後や離・転職時の生活を支えることを通じ、社会全体の安定にも貢献し得る制度ですが、近年、高齢層の貧困問題が社会問題化する中、一段とその存在意義を高めているものと思われまます。

そうした認識の下、当機構では、中退共制度の一層の利用拡大を目指し、貴機関始め多くの関係者の皆様のご協力を得ながら普及促進に努めているところですが、なお普及拡大余地は大きいものと認識しております。

このため、先頃は厚生労働省労働基準局長からも中退共制度の周知について協力要請の通知をしていただいたところです。

当機構としても今年度は、4月1日に施行された他の年金制度等とのポータビリティなど当制度の利便性を向上させる法改正（別紙参照）の周知に努めつつ、新規加入事業所の加入促進及び既加入事業所の包括加入勧奨に一層邁進していく所存です。

つきましては、貴職におかれましても、中退共制度の趣旨をご理解いただき、関係機関に本制度の趣旨・意義等につき周知いただく等普及促進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴機関において中退共制度の広報資料の配布・備付け、広報誌（紙）等への記事掲載、説明会等で本制度の紹介など当機構の広報活動へも引き続き特段のご配慮を賜れば幸甚です。



## <別紙>

### 中小企業退職金共済法の一部改正の概要 (平成 27 年 5 月 7 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行)

1. 特定退職金共済事業を廃止した団体からの資産移換  
平成 28 年 4 月以後に特定退職金共済（特退共）事業の実施団体が当該特退共事業を廃止した場合、廃止された特退共事業に加入していた中小企業者が、中退共制度へ資産移換を申し出ることを可能とする。
2. 中小企業者でなくなった場合、確定拠出年金制度（DC）への資産移換  
共済契約者（中退共制度に加入している事業主）が中小企業でなくなった場合、確定給付企業年金制度（DB）、特退共事業に資産移換することが可能であるが、新たに確定拠出年金制度（DC）（企業型）へ資産移換することを可能とする。
3. 制度間通算における全額移換の実施  
中退共制度と特定業種退職金共済制度間の通算を行う場合、通算できる退職金額に上限があり、差額を被共済者（中退共制度に加入している従業員）に支給していたが、上限を撤廃し退職金額の全額移換を可能とする。
4. 企業間通算の申出期間の延長  
被共済者（中退共制度に加入している従業員）が転職等により中退共制度間等を移動した場合の通算の申出期間を、現在の 2 年以内から 3 年以内へ延長する。
5. 未請求退職金発生防止対策の強化  
勤労者退職金共済機構が住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーを活用して退職金未請求者の住所把握を行うことを可能とする。